

一般名処方加算について

当院では、医薬品の安定供給と患者さんへの適切な薬剤提供のため、必要に応じて一般名処方を行っています。

1. 医薬品の供給状況について

現在、一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。

国は、医薬品を安定して供給し、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を促進するため、一般名処方を推進しています。

2. 一般名処方とは

一般名処方とは、薬の「商品名」ではなく、「有効成分名」を処方せんに記載することです。

1種類の有効成分に対して、先発医薬品や後発医薬品など、複数の商品名の薬が存在する場合があります。

例：商品名ではなく、有効成分名で処方することで、同じ成分を含む複数の医薬品から選択しやすくなります。

3. 一般名処方のメリット

一般名処方であれば、有効成分が同じ医薬品の中から、薬局で在庫状況などに応じて選択することができます。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。

4. 当院での対応

当院では、後発医薬品が存在する医薬品について、特定の商品名を指定するのではなく、薬の有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。